

# サイバーセキュリティだより

発行：愛媛県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課

令和2年  
10月27日  
Vol.52

あれ?勝手に引き出されている…???

## キャッシュレス決済サービスを通じた不正出金に注意!

キャッシュレス決済サービスを利用していない人も被害に遭う可能性あり!!

身に覚えのないキャッシュレス決済サービス(〇〇ペイ、〇〇PAYなど)を通じて銀行口座から不正に出金される手口が多数確認されています。

警察庁や金融庁などでは、この手口に関するリーフレットを作成し、各ホームページ等を通じた注意喚起を行っています。(リーフレット参照)

【警察庁等が作成したリーフレット】

### 身に覚えのないキャッシュレス決済サービスを通じた銀行口座からの不正な出金にご注意ください!

犯罪者が、不正に入手したお客さまの口座情報等をもとに、キャッシュレス決済サービス(〇〇ペイ、〇〇Payなど)のアカウントを開設するとともに銀行口座と連携したうえで、預金を不正に引き出す事案が多数発生しています。

#### ! ご注意いただきたいポイント

- こうした不正出金は、キャッシュレス決済サービスをご利用されていないお客さまのほか、インターネットバンキングを利用されていない方も被害に遭われています。
- ご自身の銀行口座に不審な取引がないか、お取引先の銀行口座のご利用明細(インターネットバンキングの入出金明細や通帳など)を今一度ご確認ください、口座情報の管理にご注意願います。
- 銀行口座に身に覚えのない取引があった場合には、お取引先銀行またはご利用明細に記載されているキャッシュレス決済サービスを提供する事業者にご相談ください。
- 銀行およびキャッシュレス決済サービス事業者は、このような悪意のある第三者による不正な出金による被害について、連携のうえ全額補償を行っています。
- こうした事案に便乗した詐欺にもご注意ください。

●本件についてご質問・ご相談等がある場合、下記の相談窓口までお問い合わせください。

金融庁 金融サービス 利用者相談室	電話番号:0570-016811、受付時間:平日10:00~17:00
警察庁	不正出金の被害が確認された際には、最寄りの警察署等にご相談ください
消費者ホットライン	電話番号:188(お近くの消費者生活相談窓口をご覧ください)
全国銀行協会 相談室	電話番号:0570-017109、03-5252-3772 受付日:月~金(祝日・年末年始を除く)、受付時間:9:00~17:00
日本資金決済業協会 お客さま相談室	電話番号:03-3556-6261、受付時間:平日10:00~17:00



#### 【被害の確認方法】

銀行口座の通帳記帳等を行い、利用明細の中に不審な取引がないか確認してください。

#### 【被害に気付いた場合】

被害に気付いた場合は、最寄りの警察署に御相談ください。

その際、過去に被害口座に係る暗証番号等の情報が漏えいしている可能性がある場合には、その旨も申し出てください。

今回の手口に乗じて、キャッシュレス決済サービス事業者を装ったフィッシングメールが送られてくる可能性があります。暗証番号等の個人情報を窃取されないよう、あわせて御注意ください!!



相談窓口

参照元：警察庁 (<https://www.npa.go.jp/cyber/policy/caution201014.html>)

愛媛県警察本部サイバー犯罪対策課 TEL089-934-0110(代)